



第三回

住民自治の仕組みを整える

第一次分権改革の機関委任事務廃止によって、国と地方との関係は、上下・主従から対等・協力の関係に変わりました。これをサッカーに例えてみましょう。

観客から監督へ

以前は、国が監督、都道府県がコーチ、市町村が選手という縦の関係でした。市町村は国の指示、都道府県の指導に従って動いていたと言っていました。それが横並びの関係に変わりました。前線や中盤で活躍するフォワードやミッドフィールダーが市町村、それを背後から支えるディフェンダーが都道府県、味方の陣営がすべて相手に突破されてしまったとき、最後の守り手になるゴールキーパーが国と見ればいいでしょう。役割が違うだけで、互いに対等な選手です。

ここで大きく変わるのが主権者としての住民の位置です。市町村が国の指示に従って動いている間は、住民の力は限られていました。法令や補助金によって、市町村がすべきことがあらかじめ定められていれば、住民の判断の余地は乏しいからです。「お任せ民主主義」という言い方がありますが、少なからぬ市町村で、住民は観客に甘んじていたと言えるでしょう。しかし、国―都道府県―市町村が対等な選手となれば、チーム

全体を統率する監督は主権者である住民以外にいません。私たち住民が観客から監督へと変わるところに分権改革の最大の意味があるのです。

しかし、既に住民が確固不動の監督の座に就いたと錯覚してはいけません。それは形式上であって、実質的に監督となるにはまだまだ越えなければならぬ山がいくつもあります。

自治基本条例に任せて

仮に自治体が十分な権限や財源を持ち、国の指図なしに自由に政策を決められるようになったとしても、内部の合意形成がためらめでは何にもなりません。首長や議員が真に住民を代表しているかどうかが問われます。

かつて選挙に立候補するためには、地盤(組織)、看板(肩書きや知名度)、カバン(金)の三バンが必要だと言われたこともありましたが、今でも、その三つがあれば、選挙で有利という事情に変わりはありません。多くの議会の構成を見れば、女性、若者、サラリーマンの割合が少ないことに気がつきます。誰でも立候補しやすい仕組みを工夫しないと、住民自治は形骸化してしまいます。

選挙より前に、まずは住民に行政の情報が十分伝わっていないなければなりません。情報の共有がなければ、主権者として正しい判断を下す

ジャーナリスト
松本克夫

ことはできません。財政再建団体になった北海道夕張市にしても、もつと前に財政状態が住民にわかりやすく示されていたら、住民の対応も違っていたでしょう。選挙以外の場でも、住民が提案したり、意見を述べたりする機会の保障が必要です。自治は住民の知恵の結集でなければなりません。

つまり住民が監督として腕を振るうには、国と地方の関係を改めるだけでなく、住民自治の仕組みを整えなければなりません。そのために自治体の憲法とも言われる自治基本条例を制定する動きが広がっていますが、まだまだ法令による制約が多すぎます。その辺は首相の諮問機関である地方制度調査会で審議していますが、自治基本条例にどれだけ任せられるかが焦点です。

国と地方の関係の変化
(スポーツに例えると)

